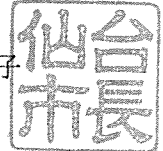


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月 3 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 株式会社アーク 代表取締役 佐藤 賢一

住所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5-1 新丸の内ビルディング 13 階 1318 区

名称 株式会社アーク秋保町境野建設発生土リサイクル事業

種別 区画形質の変更、工作物の新築

目的 建設発生土のリサイクルプラントを設置するため

内容 現況地目が原野である区域内における面積約 6,729 m²において、高さ 6 m（最大部分）、横 30m の移動式リサイクルプラントを設置し、建設発生土のリサイクル場として利用する。なお、現地盤での事業を行うことから造成は行わない。

位置 仙台市太白区秋保町境野字羽山 49 番 2、50 番 1、50 番 2

面積 6,729 m²

2 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。